

2023（令和5）年9月11日

月形刑務所長 林 文彦 殿

札幌弁護士会

会 長 清水 智

同人権擁護委員会

委員長 佐々木 将司

勸 告 書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、下記のとおり、勸告します。

記

第1 勸告の趣旨

申立人が、貴所に收容されていた間、申立人を原告とする民事訴訟事件について、申立人から出廷許可の願いがあったにも拘らず、合理的理由なくその口頭弁論への出廷を許可しなかったことは、申立人の出廷権を侵害するものである。

今後、貴所において收容している者を当事者とする訴訟について、被收容者からの出廷の願い出があった場合には、原則としてこれを許可するものとし、例外として、当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の重大な障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限って不許可とされるよう勸告する。

第2 勧告の理由

別紙調査報告書のとおりである。

調査報告書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

記

事件名 民事訴訟の出廷不許可等に関する人権救済申立事件
事件番号 2022-19号
受付日 2022年11月14日
申立人 ●●●●
相手方 月形刑務所長

第1 申立の趣旨

1 「■号事件」

平成28、29年頃、転倒し、腰椎を圧迫骨折し、その後、前刑で逮捕され懲役刑となり、八戸拘置所を経て平成30年2月に青森刑務所に収容された。その前刑の審理時の留置施設である八戸拘置所や服役していた青森刑務所において、医師の診察やコルセットの購入が許可されなかった。この対応に関し、申立人が国を被告として青森地方裁判所令和元年（ワ）第■号事件の民事訴訟（以下「■号事件」という。）を提起した。

その後、■号事件の係属中に令和2年8月2日に青森刑務所を出所するも、令和2年8月20日に別件で逮捕され、懲役刑となり、令和4年1月19日に月形刑務所に収容となった。

■号事件の期日が令和4年2月24日と指定されていたところ、月形刑務所に対し青森地方裁判所への出廷許可を願い出たが、理由を示されることなく不許可となった。■号事件は、令和4年4月22日に判決言渡が行われ、

申立人の請求は棄却された。

■号事件の出廷不許可は、憲法 3 2 条で保障される裁判を受ける権利を侵害するものである。

2 「▲号事件」

飲食店より請求され支払った金銭について違法な請求行為であったとして、その返還ないし損害賠償請求を求め、申立人が民事訴訟（青森地方裁判所令和 3 年（ワ）第▲号事件。以下「▲号事件」という。）を提起しており、▲号事件の期日が令和 4 年 1 月 1 8 日と指定されたところ、当時収容されていた宮城刑務所に対し出廷許可を願い出たが、理由を示されることなく不許可となった。

再指定された令和 4 年 3 月 8 日の期日について宮城刑務所から移送後の月形刑務所に対し出廷許可を願い出たが、理由を示されることなく不許可となった。このため、▲号事件は訴えの取下げがあったものとみなされ終了した。

▲号事件の出廷不許可は、憲法 3 2 条で保障される裁判を受ける権利を侵害するものである。

第 2 月形刑務所に対して行った照会等

1 2 0 2 3 年 1 月 2 5 日付照会及びその回答

■号事件、▲事件に関し出廷を不許可とした理由が不明確であったため、下記の通り照会を実施した。

(1) 照会事項①

ア 照会事項

貴所においては、被収容者が民事訴訟への出廷や労働審判への出頭を願い出た場合、出廷・出頭の許可・不許可をどのように判断していますか。また、具体的な判断基準がある場合は、その判断基準をご教示くだ

さい。

イ 回答

当所における被収容者の民事訴訟への出廷及び労働審判への出頭に係る許否判断は、法律上の地位、拘禁目的、代理人の選任の有無、施設の種別、出所の遠近、当該期日の重要性等に照らし、当該被収容者が出廷することの必要性、出廷が刑の執行に及ぼす影響、出廷が施設の運営に与える影響等を総合的に考慮して、決定しています。

(2) 照会事項②

ア 照会事項

貴所の職員は、申立人から、青森地方裁判所令和元年（ワ）第■号事件の民事訴訟に関し、令和4年2月24日の訴訟期日に出廷するために、出廷許可の願い出を受けたとの事実がありますか。

これに対する貴所の対応の具体的内容及びその判断理由をご教示ください（不許可とした場合、申立人に対する不許可理由の説明の有無についてもご教示ください。）。

イ 回答

令和4年1月20日、申立人から、青森地方裁判所令和元年（ワ）第■号事件の民事訴訟に係る令和4年2月24日の口頭弁論期日への出廷の願い出があった事実があります。

当所では、申立人の願い出を当初の判断基準に照らし、総合的に考慮した上で、令和4年2月4日、「令和4年1月20日出願に係る「出廷願」と題する願箋については取り計らわない。」と告知しています。

なお、告知後、申立人から判断理由についての質問等がなされなかったため、取り計らわなかった理由については説明していませんが、当所では、被収容者から、出廷・出頭の拒否判断の理由について説明を求められた場合、回答できる範囲内で個別に対応することもあります。

(3) 照会事項③

ア 照会事項

貴所の職員は、申立人から、青森地方裁判所令和3年(ワ)第▲号事件の民事訴訟に関し、令和4年3月8日の訴訟期日に出廷するために、出廷許可の願い出を受けたとの事実がありますか。

これに対する貴所の対応の具体的内容及びその判断理由をご教示ください(不許可とした場合、申立人に対する不許可理由の説明の有無についてもご教示ください。)

イ 回答

令和4年2月16日、申立人から、青森地方裁判所令和3年(ワ)第▲号事件の民事訴訟に係る令和4年3月8日の口頭弁論期日への出頭の願い出があった事実があります。

当所では、申立人の願い出を当初の判断基準に照らし、総合的に考慮した上で、令和4年2月17日、「令和4年2月16日出願に係る「出頭願」と題する願箋については取り計らわない。」と告知しています。

なお、告知後、申立人から判断理由についての質問等がなされなかったため、取り計らわなかった理由については説明していませんが、当所では、被収容者から、出廷・出頭の拒否判断の理由について説明を求められた場合、回答できる範囲内で個別に対応することもあります。

2 2023年3月27日付照会及びその回答

前記1における回答では、具体的な判断過程が不明確であり、機械的に出廷不許可の判断をしていることが懸念されたため、下記の通り、その詳細について再度照会を行った。

(1) 照会事項①

ア 照会事項

貴所においては、被収容者が民事訴訟への出廷や労働審判への出頭を

願い出た場合、出廷・出頭の検討・判断はどの職位の方によってなされますか。こうした願い出の許可、不許可の判断にあたっての貴所における検討・決裁フローも含め、ご教示ください。

イ 回答

被收容者の場合、裁判の執行のため身体の自由の制限を受けて身柄を拘束されることの当然の帰結として、無条件に民事裁判出廷が保証¹されているものではなく、また、刑事收容施設も、被收容者を、民事裁判出廷のため護送すべき法的義務は有していないと考えています。

被收容者から民事訴訟への出廷や労働審判への出頭に係る願い出は、当該被收容者の処遇を所管する関係職員が当所の判断基準に照らし、総合的に考慮して起案文書を作成し、所轄部署の上司による検討及び決裁を経て、当職²が最終的に許否判断（決裁）します。

(2) 照会事項②

ア 照会事項

当委員会からの令和5年1月25日付「人権救済申立事件について（照会）」に対する貴所からの同年2月13日付「人権救済申立事件について（回答）」では、照会事項1に対する回答として、貴所の判断基準として、法律上の地位、拘禁目的、代理人の選任の有無、施設の種別、出所の遠近、当該期日の重要性等に照らし、出廷が施設の運営に与える影響等を総合的に考慮して決定する旨が示されておりました。

その上で、①青森地方裁判所令和元年（ワ）第■号事件の民事訴訟、②青森地方裁判所令和3年（ワ）第▲号事件の民事訴訟、③新潟地方裁判所令和4年（労）第24号事件の労働審判に関する出廷ないし出頭の願い出に対して、「当所の判断基準に照らし、総合的に考慮した」旨のご

¹ 原文ママ

² 月形刑務所長

回答がありました。

このご回答の詳細を把握したく、上記①～③の出廷ないし出頭の各願
い出に対し、貴所の判断基準に照らし、当時、どのような判断要素を認
識し、各判断要素についてどのような評価を行い、施設の運営に与える
影響としてどのような点を想定ないし考慮して判断に至ったものであ
るか、各願い出に対する判断の具体的な検討・判断過程をご教示くださ
い。

イ 回答

青森地方裁判所令和元年（ワ）第■号事件及び青森地方裁判所令和3
年（ワ）第▲号事件につきましては、

ア 申立人が懲役受刑者の地位を有し、申立人の改善更生及び社会復帰
のため、所定の作業を行わせるなど矯正処遇を適切に実施する必要が
あること。

イ 出廷先が青森地方裁判所であって、遠距離護送で戒護上の危険が大
きく、当所の限られた人員の中で申立人の護送及び警備に多数の職員
を配置する必要があり、更に予算上の問題もあり、当所の管理運営に
支障を生ずるおそれがあること。

ウ 本件出廷に当たり、出廷当日に当所から同裁判所まで申立人を護送
することは、護送距離、経路などを考慮すると現実的ではなく、本
来、当所において矯正処遇を実施すべき申立人を青森刑務所に移送し
た上で出廷し、判決に至るまでの間の同刑務所における矯正処遇を新
たに検討しなければならないことなど、刑事施設における刑罰の執行
に影響を及ぼすこと。

エ 訴訟代理人に訴訟追行を委任することが可能であり、その費用につ
いては法律扶助の途が開かれていること。

オ 民事訴訟法第158条に基づき、第1回口頭弁論期日に本人が出廷

しない場合、提出した訴状その他の準備³に記載した事項の陳述の擬制が可能であること。

を勘案し、申立人が出廷することの必要性を検討した結果、申立人の同裁判所への出廷を取り計らわないと判断したものです。

第3 当委員会の判断

1 出廷権について

刑事施設における出廷の拒否に関しては、通達では刑事施設の長に広範な裁量があるとされる（法務省矯正局通達昭和35年7月22日矯正甲第645号「収容者提起にかかる訴訟の取扱いについて」）。

しかし、憲法32条は、民事訴訟に関しては、何人も自ら裁判所に対して訴訟を起こして権利利益の救済を求めうる権利（裁判を受ける権利）を保障する。また、憲法82条1項は、民事訴訟における対審及び判決は公開法廷で行う旨を定め、公開の対審を保障するものと解される。憲法が許容する例外の場合を除いて、対審のために出廷することができることも、憲法82条1項が保障するところである。特に、裁判を受ける権利の内実は、訴訟当事者は相手方との関係で実質的に不利・不平等な立場に置かれることがない条件・環境下で自己の主張を行う合理的な機会が保障されなければならないことを意味し（武器の対等）、そのために必要な場合、自ら裁判所に出廷する権利が妨げられてはならないことを保障するものと考えられる。

このように出廷権が基本的人権として憲法により保障されていることに鑑みれば、上記の刑事施設の長の裁量権も制限されなければならない。出廷権が憲法上の権利であることからすれば、裁判所から呼出しを受け、被収容者から出廷の願い出があった場合、刑事施設の長は原則として出廷を

³ 原文ママ。準備書面の意と思われる。

許可しなければならず、例外として当該具体的事情の下で出廷を許すこと
によって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度
の重大な障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認めら
れ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限
って出廷する権利の制限（不許可）が許されると考えるべきである。

2 ■号事件、▲号事件に係る不許可理由について

2023年3月27日付照会に対する回答として、出廷不許可の具体的
理由が明らかにされたので、これらの理由を踏まえ、その出廷不許可の合理
性を検討する。

(1) 理由ア 懲役受刑者の地位を有し、改善更生・社会復帰のため矯正処 遇を実施する必要がある

矯正処遇を実施する必要は肯定しうるが、月形刑務所から青森地方裁判
所へ期日出頭し、月形刑務所に戻るまでの日数について、長く見積もって
も3日以内に収まるはずである。数日の矯正処遇の実施の機会が失われる
ことは、例えば、被収容者が感染症等により刑務作業ができなかったり、
矯正プログラムを受講できない場合など往々にして生じうるものであり、
この数日の機会喪失による刑の執行に及ぼす影響は軽微である。

こうした理由に基づく出廷不許可に関し、他会の勧告事例を引けば、例
えば徳島弁護士会2006年3月30日勧告（別紙1・①）では、刑務所
所長は受刑者から出頭許可申請があった場合、出頭させることが刑の執行
に支障を来さないか否か、護送が容易かどうかといった抽象的な理由では
なく、刑の執行にとってどのような具体的支障が予想されるのか、それを
防ぐ手だての有無等によって許否の決定をなすべきであることが指摘さ
れる。

また、徳島弁護士会2009年1月21日勧告（別紙1・③）では、「徳
島刑務所長が申立人に対して民事訴訟の口頭弁論期日（4日間）への出廷

を不許可とした行為は、いずれも申立人の出廷権を不当に侵害するものである」と指摘する。

本件では青森地方裁判所までの出廷は、長く見積もっても3日以内に収まるものであり、かかる事例と比較しても刑の執行に影響を及ぼすほどの期間ではない。

したがって、青森地方裁判所への出廷を認めたとして矯正処遇の適切な実施に具体的な支障が発生するものではない。

(2) 理由イ 青森地方裁判所までの遠距離護送で戒護上の危険が大きく、限られた人員の中で護送・警備をするのに多数の職員を配置する必要があり、予算上の問題もあり、管理運営の支障を生ずるおそれがある。

申立人は一般の受刑者と比較して戒護上の危険が大きい人物ではないと考えられる。

現に申立人は、令和4年1月19日に宮城刑務所から月形刑務所に何ら支障なく護送されて収容された経過がある。

また、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律78条1項により、逃亡、自傷他害等のおそれがある場合は捕縄又は手錠を使用することが可能である。

青森地方裁判所と青森刑務所は3.6kmの距離にあり、宿泊を伴う場合には青森刑務所に一時的に収容することも考えられる。

また、本件の護送・警備を行うことについて予算上の問題があるとはにわかに信じがたいところである（申立人が宮城刑務所から月形刑務所に移送されたように、被収容者の移送の機会は少なくないはずである。）。予算上の問題が生じる理由として、多数の職員を配置を要することが挙げられるが、これを基礎づける具体的事実関係は明らかにされていない。

こうした理由に基づく出廷不許可に関し、他会の勧告事例を引けば、例えば前掲の徳島弁護士会2006年3月30日勧告（別紙1・①）の他、

徳島弁護士会 2010年3月24日勧告（別紙1・④）では、護送にあたる人員が不足していて出廷させることができないという抽象的な理由で基本的人権を制限することは許されないと指摘する。

また、仙台弁護士会 2011年6月15日勧告（別紙1・⑤）においても、「被収容者であることを理由とする特別の制限は、拘禁と戒護（逃亡・罪証隠滅、暴行・自殺殺傷の防止、構内・房内の規律維持等）及び矯正教化という在監目的を達成するために必要最小限度でのみ許容されるというべきである。」と指摘する。本件においては、戒護上の危険の大小とこれに伴う人員配置の大小及び要すべき予算の大小について具体的な事実に基づかず、抽象的理由を挙げるのみであり、むしろ戒護上の危険を過大評価している面も窺われ、必要最小限度の制限と言い難い。

したがって、戒護上の危険や管理運営に関する支障について具体的な評価・検討がなされていたとは言い難い。

- (3) 理由ウ 出廷に当たり、青森地方裁判所まで護送することは、護送距離、経路を考慮すると現実的ではなく、本来月形刑務所において矯正処遇すべきところ、青森刑務所に移送した上で、判決に至るまで青森刑務所での処遇を新たに検討しなければならないなど、刑事施設における刑罰の執行に影響を及ぼす。

判決言渡に至るまで青森刑務所に収容すべき必要はなく、訴訟期日が終了次第、月形刑務所に収容することで十分である。

護送距離が現実的ではないというのは、主観的判断に基づくものである（飛行機、電車等、移動手段は複数考えられる。）。そもそも、被収容者は収容先刑務所を選択できないところ、北海道の隣県である青森県ですら護送距離が長いという理由で出廷権を制約できるとなると、月形刑務所に収容された場合、道外の裁判所への出廷権が自動的に剥奪されるということになりかねない。

他会の勧告事例を引けば、例えば広島弁護士会2012年7月23日勧告では広島刑務所に収容されている受刑者が大阪地方裁判所に係属する交通事故にかかる損害賠償請求事件（過失割合が争点となるところで事故当事者から債務不存在確認請求が提起された。）につき出廷が認められなかった事案について、出廷権の不当な制約であるとして是正を求める勧告を行っている勧告例がある。

したがって、判決言渡に至るまで青森刑務所に収容させるとの前提が適切ではなく、護送距離・経路が現実的でないとする理由がない。

(4) 理由エ 訴訟代理人に訴訟追行を委任することができ、その費用については法律扶助の途が開かれていること

日本では、ドイツ等のような弁護士強制主義は採用しておらず、本人訴訟主義を採用しているのであり、本人に訴訟追行の権利がある。したがって、訴訟代理人に委任できることや、その費用の扶助があることは、出廷権の制限の理由にはならない。

こうした理由に基づく出廷不許可に関し、他会の勧告事例を引けば、東京弁護士会2016年2月2日勧告では「弁護士強制の制度をとらない我が国においては、訴訟代理や法律扶助の制度は、あくまで本人の訴訟追行を十全ならしめるための補充的な制度に過ぎない。弁護士に受任拒否の自由があり、仮に弁護士費用が準備できても、必ずしも訴訟代理人が確保できるとは限らない。また、法律扶助も、扶助する事件に条件をつけて審査を行い選別することが許されているのであるから、扶助を受けられない場合も当然に生じ得る。従って、これらの制度の存在をもって、出廷権を否定し、あるいは制限する根拠とすることができないことは明らかである。」と指摘する。

(5) 理由オ 民訴法158条により本人の出頭がなくとも訴状等の陳述擬制が可能であること。

陳述擬制ができたとして、裁判を受ける権利の内実たる、訴訟当事者は相

手方との関係で実質的に不利・不平等な立場に置かれることがない条件・環境下で自己の主張を行う合理的な機会が保障されなければならない武器の対等が実現されるとはいえないのであり、陳述擬制ができるというのは、出廷権の制限の根拠になりえない。

(6) 小括

以上の通り、月形刑務所より回答がなされた出廷の許否に係る判断基準に照らしたとしても、考慮不尽及び他事考慮が含まれており、裁量権の行使の逸脱濫用との評価がありうる対応である。■号事件、▲事件について合理的理由を欠いているにも拘らず、出廷を許可しなかったことは、人権侵害に至るものと思料する。

3 勧告の必要性・相当性について

(1) 刑事収容施設に収容される者からの出廷願を不許可としたことに対する勧告ないし要望事案としては、確認されたもののみでも25件以上あり、全国的に同種の救済申立がなされている。近い時期のもので2021年5月19日付の神奈川県弁護士会の横浜刑務所に対する「要望書」、2022年12月7日付の愛知県弁護士会の名古屋拘置所に対するにおいて同種事案につき被収容者の出廷許可を原則とすべきことや、出廷権の実現に努めるべきことが要望されている⁴。

⁴

- ・ 神奈川県弁護士会 2021年5月19日
https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/jinken/kankoku/pdf/20210519_jinkenkeikoku.pdf
- ・ 愛知県弁護士会 2022年12月7日
<https://www.aiben.jp/about/katsudou/jinken/H28-37kankoku.html>

その他、インターネット上で公開されている同種事案の主な勧告・要望例として、以下のものが挙げられる。

- ・ 広島弁護士会 2012年7月23日（前掲）
https://www.hiroben.or.jp/iken_post/778/
- ・ 大阪弁護士会 2015年11月6日
https://www.osakaben.or.jp/01-aboutus/committee/room/jinken/03/2015_1106.pdf
- ・ 2020年11月17日福岡県弁護士会

また、2007年11月6日には、日本弁護士連合会会長名で当時の法務大臣、法務省矯正局長、東京拘置所長に対して、原則として出廷を許可するものとし例外として当該具体的事情の下で、出廷を許すことによる収容施設の規律及び秩序の維持に放置することのできない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限って、出廷を不許可とすべき旨の勧告がなされている（別紙2。また、2007年10月24日付で最高裁判所に対しても刑事被拘禁者が民事訴訟に出廷できない運用の改善を求める意見書が提出されている。）。しかしながら、かかる勧告に対しての法務省矯正局からの回答（法務省矯正局成人矯正課長名回答2013年4月8日）は、各刑事施設において、適切に判断がなされているものと承知しており、勧告に伴う特段の対応は当局として行っていないとの内容に留まる。

このように全国的に、かつ継続的に勧告・要望があり、日本弁護士連合会としても勧告を行っていた経過であるものの、現在に至るまで具体的な改善が見られない状況がある。

- (2) 本件については、特に■号事件は、国を被告とする訴訟である。そして、期日経過として取下げ擬制とはならず原告の敗訴判決となったとのことであり、被告国は期日出頭していたものと思われる。本訴訟の被告が国であるところ、国の機関たる月形刑務所が原告の出頭を許可せず、被告たる国は出頭して訴訟追行を行い、判決を得るというのは、武器の対等を脅かす対応であって、出廷不許可による不利益が現実には生じているといえる。

こうした出廷の許否の判断主体と当該民事訴訟の当事者が同一である場合には、出廷不許可の判断にはなおのこと慎重さが求められるところ、本件においてかかる観点での理由も考慮されることなく、出廷不許可を判断した

ものである。

このような取り扱いが認められてしまうと、例えば、刑事収容施設の職員が被収容者に対し不法行為を行った場合に、被収容者が損害賠償請求訴訟を提起したとしても訴訟代理人に委任しない限り、出廷不許可をすることで審理に参加させないとの恣意的運用を誘発しかねない（そして、法律扶助の制度があるとはいえ、刑事収容施設に収容されている制約下で訴訟代理人を選任することは、容易ではないのが実情である。）。現に、別紙1記載の勧告事案にも、刑務所職員による不法行為に係る損害賠償請求訴訟につき出廷を不許可とした事案が含まれる。

- (3) 月形刑務所からは、出廷の許否判断に係る判断基準が示されるも、運用上は、かかる基準に基づいた具体的な検討・評価・判断が十分になされているとは言い難く、出廷は許可しないとの機械的運用が定着していることすら懸念される所であり、こうした人権侵害状況を早急に是正すべきである。

第4 結論

申立人が、月形刑務所に収容されていた間、申立人を原告とする民事訴訟事件について、申立人から出廷許可の願いがあったにも拘らず、合理的理由なくその口頭弁論への出廷を許可しなかったことは、申立人の出廷権を侵害するものである。

今後、月形刑務所において収容している者を当事者とする訴訟について、被収容者からの出廷の願い出があった場合には、原則としてこれを許可するものとし、例外として、当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の重大な障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り不許可とされ

るよう勧告すべきと思料する。

以 上